

国税徴収法第104条の2の規定により、平成30年9月4日実施の不動産公売による公売財産の次順位買受申込者を次のとおり決定しましたので、同法第106条第2項の規定により公告します。

平成30年9月6日

京都市長 門川 大作

1 売却区分

行財8

2 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市右京区梅津後藤町

地 番 42番3

地 目 雑種地

地 積 191m²

(2) 建物

所 在 京都市右京区梅津後藤町 42番地3, 42番地1

家屋番号 42番3

種 類 共同住宅

構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建

床面積 1階 148.47m²

2階 137.76m²

3階 137.76m²

4階 137.76m²

以上登記簿による表示

公売財産(1)及び(2)は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売しました。

3 次順位買受申込価額

7,800,000円

4 次順位買受申込者の氏名又は名称

辻 好信

5 次順位買受申込者の決定年月日

平成30年9月4日

6 売却決定の日時

国税徴収法第113条第2項に定める日

7 売却決定の場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1

京都市行財政局税務部収納対策課

(行財政局税務部収納対策課)